「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令」の一部改正(案)に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No.	項目	意見の概要	考え方
1	第6条第1項	改正法による改正後の独占禁止法第7条の2第1項第3号	密接関連業務については、「違反行為に係る商品
		において、不当な取引制限の課徴金の算定基礎として密接関	又は役務の供給の全部又は一部を行わないことを条件と
		連業務が規定されたのは、不当な取引制限では、違反事業者	して行う」業務であることが要件とされており、違反行
		が違反行為に係る商品等の売上額等とは別に、密接関連業務	為者が他の違反行為者に対して違反対象工事の受注を譲
		により「対価」を得ることがあり、例えば、当該商品等を供給	ったことの見返りとして行う業務はこれに該当すると考
		しないことの「見返り」として行う業務(下請受注等)は当該	えます。
		商品等の供給と密接に関連して行われるため、その対価に相	また、「当該違反行為をした他の事業者が当該違反
		当する額も算定基礎に追加する趣旨であると考えている。そ	行為に係る商品又は役務を供給するために必要とされる
		こで、施行令改正(案)第6条第1項の「条件として」や「商	もの」については、例えば、違反行為の対象となった商品
		品又は役務を供給するために必要とされるもの」との文言に	の部品や原材料である場合、他の違反行為者が受注した
		は、このような「見返り」性のあるものを対象とするという	物件の下請工事である場合等が該当します。
		趣旨が反映されていることを確認したい。また、具体的にい	密接関連業務については、改正案においてその要件が
		かなる場合が該当するのかを例示いただきたい。(団体)	明確に規定されていますので,運用指針等を作成する必
2	同上	「法第七条の二第一項第三号の政令で定める業務は,	要はないものと考えます。
		当該違反行為をした他の事業者又はその完全子会社	
		等のうち当該違反行為をしていないものが当該違反行為	
		に係る商品又は役務を供給するために必要とされるものとす	
		る。」としているが、何が「必要」とされるか明確でないた	
		め、運用指針で過去の事例を記載するなど分かりやすくすべ	
		きである。(弁護士)	
3	第13条第1項	密接関連業務を「違反行為に係る商品又は役務の供給を受	支配型私的独占については、例えば、次のような業務
		ける者に対し,当該商品又は役務の供給を受けるために必要	を行っていた場合には、その業務の対価を課徴金の対象

No.	項目	意見の概要	考え方
		な情報の提供、事務の管理その他の役務を提供する業務」と	とし、違反行為の抑止を図る必要があると考えます。
		しているが,「必要な」との文言により,同項が規律する密接	特定の工事において、受注予定者の決定、入札価
		関連業務は、その業務が違反行為に利用された場合などに限	格の決定等を行っていた違反行為者が発注者から委
		定されることを確認したい。また、具体的にいかなる場合が	託を受けていた当該工事に係る施主代行業務(入札
		該当するのかを例示いただきたい。(団体)	執行の補助等)
4	同上	「法第七条の九第一項第二号の政令で定める業務は,	・ 違反行為者が発注者に対して違反行為に係る商品
		必要な情報の提供、事務の管理その他の役務を提供する業務	又は役務の仕様書等を作成するための情報を提供す
		とする。」としているが、これらの業務がなぜ密接関連業務	る業務
		となるのか、また、「その他の役務」はどのようなものかを運	支配型私的独占の密接関連業務は、違反行為の抑止を
		用指針等で説明し、過去の事例を記載するなど分かりやすく	図る観点から、「その業務が違反行為に利用された場合」
		すべきである。(弁護士)	に限定していません。
			また、「情報の提供」や「事務の管理」以外の役務を提
			供する業務も「違反行為に係る商品又は役務の供給を受
			ける者に対し、当該商品又は役務の供給を受けるために
			必要な」ものであれば密接関連業務に該当し、当該業務
			については改正案においてその要件が明確に規定されて
			いますので,運用方針等を作成する必要はないものと考
			えます。

その他、以下の御意見を頂きました。

〇 判別手続の担当職員と事件審査の担当職員との間でファイアーウォールを確保すべきではないか。(個人)